

かは團結の自由を認めた譯である。こんなことは當然のことではあるが、其の當然のことが、今迄得られなかつたのであるから、勞働者にこりてはこれは喜こばしい福音と謂はねばならぬ。然し何しろ相手が惡棘な資本家のことであるから、矢張り何んごか難癖をつけて從來通り壓迫するに違ひない。だから勞働者は、よしこの法案が實施されても決して安神してはならぬ。

尚、これも當然のことながら、組合財産に対する所得税、登記料免除の特典を設けること(第八條)は貧乏な勞働組合に取つては大助かりである。

#### ■ 満 慶 的 効 果

既上述べた通り、今國發表の法案は、階級省としては先づ信託と謂はねばならぬ。然し私共は決してこれを以て充分満足することは出来ぬ。私は次にこの事を少し詳り述べて見やう。

内務當局は其の立法の精神を説明して「勞働者が其の共同の利益を保護するために、自然に發達して來た勞働者結合の事實を事實として承認した」といつてゐるは至極結構なことである。この點は從來の温情主義論者が、「日本の勞働者は勞働組合を作つて自から自己の地位を改善しやうとする様な意思もなければ、又そんな必要もない。勞働者は唯資本家に縋つてゐればそれで宜いのだ。組合運動を高唱する奴は少數の煽動家にすぎない」といつてゴマかしてゐた